藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第941号

2018年(平成30年)10月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 畠山 鬨之

施設等の使用許可及びその取消しに関する業務に係るコンピュータ処理について(答申)

2018年(平成30年)9月25日付けで諮問(第941号)された施設等の使用許可及びその取消しに関する業務に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。 以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うこ とについては、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当で あると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市労働会館については1976年(昭和51年),藤沢公民館については1964年(昭和39年)に建築され、共に老朽化が進んでおり、早急に安全性の確保を図る必要があることから、藤沢市公共施設再整備基本方針に基づき、労働会館跡地に地域周辺施設を含めた複合化による再整備を行うものである。

この藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設(以下「本施設」という。)においては、公民館利用者と労働会館利用者の双方が共用で利用できる貸出諸室として、会議室を9部屋、多目的室を3部屋、和室、保育室、調理室、体育室を1部屋ずつ設置する計画となっている。ホールについては共用利用ではなく、労働会館利用者のみの利用となる。貸出し対象となる諸室は次のとおりである。

所管	階	諸室名(仮称)
藤沢公民館	2	多目的室 1
	3	301会議室
		302会議室
		303会議室
		304会議室
		和室
		多目的交流ホール (体育室)
	4	保育室
	5	多目的室 3
		調理室
	2	ホール
	2	多目的室 2
	3	305会議室
		306会議室
		307会議室
		308会議室
	5	501会議室

藤沢公民館については各公民館共通の施設予約システムを導入することについて、2014年(平成26年)6月12日付け答申第663号により承認されている。建て替え前の労働会館については紙の申請書により予約を受け付けていたが、今後、利用者の利便性の向上を図るため、予約システムの導入を検討している。当該予約システムを運用するためには、利用者の個人情報をコンピュータ処理する必要があることから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

予約システムについては経費の削減をできるだけ図るため、各公民館、スポーツ施設(2014年(平成26年)6月12日付け答申第664号)、市庁舎市民会議室(2017年(平成29年)10月12日付け答申第886号)の既存の予約システムをカスタマイズする予定である。

なお、本件の諮問については本施設の指定管理者を指定していないため、市長が実施機関として諮問するものである。また、指定管理者による施設全体の管理を予定していることから、指定管理者が指定を受けた場合において、次のとおり個人情報の取扱いを行うものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

諸室の利用予約については利用者が予約システムにログインし、 申込みを行う。また、利用料の納付確認、毎日の報告書の作成等 について、指定管理者によるコンピュータ処理が必要となる。

イ コンピュータ処理をする個人情報

氏名·住所·電話番号

(団体については代表者の氏名・住所・電話番号)

ウ システムの構成

システムについては既存の予約システムをカスタマイズする。なお、公民館、スポーツ施設及び市庁舎市民会議室とサーバ機器は同一の物を使用するが、データセンターのサーバ数は7(Webサーバ4、データベースサーバ2、データベース監視サーバ1)で、各々の情報については個別に格納するので、既存システムを使用する職員と当該予約システムを使用する職員は、お互いのシステムの情報を閲覧することはできないようになっている。労働会館は藤沢公民館と共用利用する特性上、「藤沢公民館・労働会館」と表示させるため、同じ領域に格納することになるが、権限の付与により、お互いの情報を閲覧することはできない仕組みになっている。

また、既存のシステムと同様に専用回線を使用し、地震等の災害に強く、高いセキュリティを兼ね備えた、開発事業者のデータセンターを活用し、システムの安定した運用や情報の安全確保を強化し、個人情報の保護に努める。

運用に際して必要な管理用パソコンは、藤沢公民館が現在使用 しているパソコンを指定管理者が使用するため、新たな設置はない。管理用パソコンは、データセンターのサーバに接続し、システムを管理するために使用する。管理用パソコンの台数は次のと おりである。

No	場所	管理用パソコンの台
		数
1	本施設 指定管理者事務室内	1 台
2	本施設 藤沢公民館事務室内	1 台
3	本施設 総合受付カウンター	1 台

(3) 安全対策

ア 使用する回線については既存システムで使用している地域イントラネットを使用する。

イ 利用者が、インターネットを通じてアクセスするWebサーバ

と個人情報を格納するデータベースサーバは分離させて安全性の 向上を図ると共に,サーバを内部ネットワークに設置することに より,利用団体や悪意のあるアクセスからデータを保護する。

- ウ データセンターは、立地条件、設備仕様、管理体制ともに、堅 牢なセキュリティ体制が取られている。
- エ ネットワークにおいては、バックアップ体制を確保し、障害に強いネットワーク構成としている。また、サーバについても複数台を同時に稼働させ、万が一のサーバトラブルにおいても中断することなくサービスを継続できるものにしている。
- オ 会議室等に関する監督者及び取扱者を選任し、管理用パソコンを操作できる指定管理者職員を限定する。また、パソコンのログインパスワード及び予約システムのログインパスワードを二重に設定し、他の職員が操作できないよう制限する。管理用パソコンはワイヤー錠で施錠し、管理室からは持ち出さないこととする。なお、パスワードについては定期的(半年に1度)に変更する。
- カ 職員退庁時は、施設全体を施錠し、セキュリティを確保する。 なお、指定管理者事務室・公民館事務室についても室内施錠をし、 セキュリティを確保する。
- キ コンピューターウイルス対策として,パソコンにはウイルス対 策ソフトをインストールし,常に最新の更新を行う。

以上、個人情報を取り扱う場合については条例、藤沢市情報セキュリティポリシー、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及びデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(4) 実施時期

2019年(平成31年)4月1日から供用開始を予定している。本施設への管理用パソコン(3台)の設置時期については,2019年(平成31年)3月初旬を予定しているが,事前登録の準備作業として,そのうち1台を藤沢公民館内に仮設置し,コンピュータ処理を行う予定である。

なお、事前登録の準備作業でコンピュータ処理を行う時期は、 2019年(平成31年)2月頃からの予定である。

(5) 添付資料

- ア ネットワーク構成
- イ 業務フロー
- ウ 会議室等の詳細
- エ 藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設条例
- 才 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおりの判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

本施設においては、公民館利用者と労働会館利用者の双方が共用で利用できる貸出諸室として、会議室を9部屋、多目的室を3部屋、和室、保育室、調理室、体育室を1部屋ずつ設置する計画となっている。ホールについては共用利用ではなく、労働会館利用者のみの利用となる。

藤沢公民館については各公民館共通の施設予約システムを導入することについて、2014年(平成26年)6月12日付け答申第663号により承認されている。建て替え前の労働会館については紙の申請書により予約を受け付けていたが、今後、利用者の利便性の向上を図るため、予約システムの導入を検討している。

予約システムについては経費の削減をできるだけ図るため、各公民館、スポーツ施設(2014年(平成26年)6月12日付け答申第664号)、市庁舎市民会議室(2017年(平成29年)10月12日付け答申第886号)の既存の予約システムをカスタマイズする予定である。

諸室の利用予約については利用者が予約システムにログインし、 申込みを行う。また、利用料の納付確認、毎日の報告書の作成等に ついて、指定管理者によるコンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると, コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が2実施機関の説明要旨(3)安全対策のアからキに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできない ようにするための措置 オ

イ コンピュータウイルスによるデータの破壊を防止するため の措置 キ

ウ ネットワークからの情報流出を防止するための措置 ア, イ

エ 日常的な安全対策 ウ,エ,オ,カ

以上のことから判断すると,安全対策上の措置が講じられている と認められる。

以上に述べたところにより, コンピュータ処理を行うことは, 適当 であると認められる。ただし, コンピュータ処理をする個人情報につい て,指定管理者が予約システムで管理する利用者の「システム登録番号」 及び「パスワード」並びに団体の利用の場合,代表者の氏名・住所・電 話番号と共に団体名を申請書に記載させることで特定の個人が特定の 団体に所属していることが識別できるため「団体名」をコンピュータ処 理をする個人情報に加えることを条件とする。

以 上